

賃料助成の ご案内

大阪市

本社機能立地促進助成金

大阪市では、《大阪市内に本社機能を有する事業所等を新たに設置する事業者》を対象に、建物賃借料の一部を助成しています。

助成対象経費

大阪市内に新たに
設置した拠点に係る

建物賃借料

助成期間

事業開始の翌月から

24 か月間

助成割合

建物賃借料の

50% 助成

※上限あり

募集期間：令和7年6月6日（金）～令和7年7月31日（木）

助成対象事業

■大阪市内に新規立地する事業所等において、本社機能の業務を実施するもの（※）

※事務所（調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理部門）、研究所（研究開発において重要な役割を担うもの）、研修所（人材育成において重要な役割を担うもの）

主な助成要件

■過去5年の間、大阪市内に事務所、営業所、工場、店舗、倉庫等の事業活動に係る拠点を設けていないこと

■市の規定する条件を全て満たす事業者であること

・日本国内での会社の設立登記から交付申請の前日までの期間が5年を超えていること

・交付申請を行った日時点で、資本金等の額が1,000万円以上であること

■助成対象事業を令和8年2月末までに開始すること

■新規立地しようとする建物の賃貸借契約前に申請を行うこと（※）

■助成対象事業の継続義務あり（事業開始後4年間）等

※令和8年3月以降に助成対象事業の開始を予定しており、かつ、賃貸借契約を令和8年2末日までに締結する特別の事情がある場合は、賃貸借契約締結前に限り、「事業計画にかかる賃貸借契約予定概要の申出」を行うことができます

助成要件の詳細については、募集要項、助成金交付要綱をご確認ください



《担当窓口》大阪市 経済戦略局 立地交流推進部 立地推進担当

(Tel) 06-6615-6765 / (Mail) ga0024@city.osaka.lg.jp